総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［国際戦略総合特区］　平成25年度

関西イノベーション国際戦略総合特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年3月］

正
準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(3.9＋2.5)／2＝3.2　**C**

ⅰ)取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
1	世界における輸入医薬品市場シェアの拡大	B
2	世界における輸入医療機器市場シェアの拡大	C
3	関西のリチウムイオン電池の生産額	代替指標
4	関西の太陽電池の生産額	A

☑ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
3	関西のリチウムイオン電池の輸出額	A

☐ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×2＋4×1＋3×1＋2×0＋1×0)／4＝4.3　①…4.3

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性） 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））

・「世界における輸入医薬品市場シェアの拡大」について、2010年の実績値が1.2%であり、2013年の実績値が1.15%とシェアが低下しているため進捗度はマイナスである。進捗度は平成25年度目標値と平成22年度実績値との差に対する平成25年度実績値と平成22年度実績値、すなわち目標増加量と実現増加量の比率として測定されるべきである。また、相当に進捗が遅いため、この指標の数値目標が妥当性を持つのか疑問がある。

・「世界における輸入医療機器市場シェアの拡大」についても、2010年の実績値が0.9%、2012年の実績値が0.829%、2013年の実績値が0.72%とシェアは低下しており、進捗度はマイナスである。

・「関西のリチウムイオン電池の輸出額」について、代替指標を導入する経緯（統計上の問題）は理解でき、適正な指標で評価されている。

・「関西の太陽電池の生産額」について、各種センターを連携の中核として取組んでおり、将来においては、連携の効果が現われる可能性が高い。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する ②・・・ −0.4

ｉ）の評価 ①＋② 3.9

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

・特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（例）評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、（2＋2＋2＋3）／4＝2.25 四捨五入で「2.3」とする。

・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。

・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	世界における輸入医薬品市場シェアの拡大	D
2	世界における輸入医療機器市場シェアの拡大	D
3	関西のリチウムイオン電池の生産額	C
4	関西の太陽電池の生産額	C

（専門家所見（主なもの））

・「世界における輸入医薬品市場シェアの拡大」について、「特区事業の成果が評価指標（輸出シェア）の実績値として表れるまでには数年を要する」という記述は、評価をあきらめたことを意味するのではないか。

・「世界における輸入医療機器市場シェアの拡大」については、どの数値を見ても十分とは言えず、かなり悲観的な値である。そういった現実を受け止め、課題解決に向けた方法論を示すべきである。

・「関西のリチウムイオン電池の輸出額」について、昨年度は進捗度が低く憂慮されたが、今年度は概ね代替目標をクリアするまでに回復している。2012年度からの市場変化が解明され、次年度以降の展望も具体的に記されており、取組の方向性も妥当である。

・「関西の太陽電池の生産額」について、実績が回復基調にあることは評価できる。今後の取り組みについても具体的に説明されているが、2025年までの大幅な増加に対するロードマップが描かれることが期待される。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値 （5×0＋4×0＋3×2＋2×2＋1×0）／4＝2.5 2.5

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(4.1+3.7)／2＝3.9

B

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価]

●医薬品・医療機器等の輸出入手続きの電子化・簡素化（厚労A001）

（概要）

・国と地方の協議の結果、未承認薬を輸入する際の手続きである薬監証明について、関空で通関する貨物に限定して、電子化が合意され、紙での薬監証明手続きに要していた郵送にかかる時間又は厚生局に出向く時間等が削減され、平均1時間弱程度で手続きが完了できるようになった。

（規制所管府省（厚生労働省）の評価）

・特例措置の効果が認められる。

●スマートコミュニティオープンイノベーションセンター機能の整備（厚労708）

（概要）

・国との協議の結果、平成25年6月17日に国有財産法の特例措置として旧「私のしごと館」の譲与が可能となる「総合特別区域法の一部改正法」が成立。平成26年3月31日付けで国と京都府の間で譲与契約を締結し、同年4月1日から京都府の施設となった。府は、国際市場への展開を図るオープンイノベーション拠点として改修整備を進め、研究開発の集積を進める。

（規制所管府省（厚生労働省）の評価）

・今後、京都府が行う検証を見守ってまいりたい。

[■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業の実績及び評価]

●埠頭株式会社が実施する上物、荷役機械等整備資金の無利子貸付に係る特例

（概要）

・平成25年12月に「港湾法施行令」及び「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令」の一部が改正され、同法に基づく貸付けに係る担保提供義務が廃止された。

[■国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業の実績及び評価]

●PMDA-WEST機能の整備、医薬品医療機器総合機構（PMDA）出張所の設置による優先相談・審査の実施

（概要）

・東京に所在するPMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）の機能（薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査等）を関西においても整備することについて、平成25年10月にPMDA－WESTが設置され、一部の業務（薬事戦略相談とGMP実地調査業務）が開始されている。

●設備共用受電下における全量買取用太陽光発電電力を災害時に限り需要家に融通できるよう制度の創設

（概要）

・国と地方の協議の結果、設備共用受電下における全量買取及び災害時の電力融通について現行法令上対応可能であることが確認できた。

（専門家所見（主なもの））

・薬事関係のものについては相応の効果が出ているようではあるが、本格実施までにはまだ相当の時間がかかりそうに見受けられる。

・約款証明の電子申請サービスの本格的運用が開始された結果、取得手続きに要していた時間が大幅に短縮された。電子化はわが国の多くの分野で遅れているため、前進したことは評価できる。

・全量買取りの対象である発電電力を災害時に限り需要家に融通できるような制度が創設されたため、新たな蓄電池の開発に取り組む新規事業が認定された。

・各分野において様々な措置が取られている。また、一定の実績が上がった措置については、数値指標等も示して具体的に成果を説明している点は評価できる。

4.1

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））

・一定の活用実績はあげているが、実際の適用例がない案件もある。また、民間投資には結びついていない。

・多様な支援措置が活用されているが、今後、費用対効果の観点での評価も必要と思われる。

4.0

ｉ）-① ＋ ｉ）-② の平均値（注）　（4.1＋4.0）/2＝4.1　　4.1

ⅱ）地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））
・多様な部門について自治体がサポートしている状況は理解できる。特に物流インフラについて各種支援が行われている点は評価できる。
・多くのプロジェクトが展開されているが、統合した管理体制が必要と思われる。
・幅広い対策が試みられており、ライフイノベーションについては着実な成果があげられている。ナレッジプラットフォーム間が連携する今後の取り組みが期待される。

3.7

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

（専門家所見（主なもの））
・個別事業の実績が客観的に分かるような指標を用いるべきとの指摘に対しては十分に応えられていない。
・ライフ分野を中心にかなり具体的な指摘があったことに対する説明は丁寧になされている。
・新設されたサブ指標に目標値が設定されておらず、PMDA利用の実績値が下がっていることへの分析も十分にされているとは言い難い。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）

(3.2+3.9)/2−0.43＝3.1

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））
・客観的には、大きな成果が期待できる状況には達していない。
・最も多様な分野を抱えている特区であるが、当該年度の分野毎の具体的成果をコンパクトに説明する必要があるだろう。
・全般的な研究は進んでいるが、実用化の段階で停滞している。その克服の道筋が具体的に示される必要がある。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（3.55）に上記所見を加味（−0.43）し、総合評価結果をC（3.1）とする。

C

（注）ⅰ）-①、ⅰ）-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をⅰ）の点数とする。